

議会のあり方調査特別委員会 記録

開会年月日	令和元年 12 月 10 日
開会時刻	午後 2 時 05 分
閉会時刻	午後 2 時 17 分
出席委員名	◎西山則夫○品川幸久 宮崎 誠 久保 真 中村 功
	井村貴志 上村和生 北村 勝 楠木宏彦 鈴木豊司
	野崎隆太 吉井詩子 野口佳子 岡田善行 福井輝夫
	辻 孝記 吉岡勝裕 藤原清史 小山 敏 山本正一
	宿 典泰 世古口新吾
	(世古 明 議長)
欠席委員名	浜口和久 中山裕司
署名者	宮崎 誠 久保 真
担当書記	中野 諭
協議案件	1 分科会委員の選任について
	2 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例について
	3 分科会のこれまでの協議の経過について
説明者	

開会 午後2時5分

◎西山則夫委員長

ただいまから議会のあり方調査特別委員会を開会いたします。

本日の出席者は22名であり、議員定数の半数以上です。

よって、会議は成立いたしております。

本日、御協議いただきます案件は、去る12月4日開会の企画調整部会において確認した内容の「分科会委員の選任について」、「伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例について」及び「分科会のこれまでの協議の経過について」の3件でございます。

それでは、会議に入ります。

本日の会議録署名者は、委員長において宮崎委員、久保委員の御兩名を指名いたします。

### 【分科会委員の選任について】

◎西山則夫委員長

始めに「分科会委員の選任について」を議題といたします。

本件につきましては、12月4日開催の本会議にて本特別委員会委員に選任された中山委員について、分科会委員への指名を行うものであります。

お諮りします。

指名につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

それでは、中山委員を条例等検討分科会に指名させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

中山委員を条例等検討分科会に指名することに決定いたしました。

### 【伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例について】

◎西山則夫委員長

次に、「伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例について」を議題といたします。

条例等検討分科会、鈴木会長から報告をお願いいたします。

## ○鈴木豊司条例等検討分科会

それでは、資料1伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例につきまして、説明をさせていただきます。

これは、平成30年10月に開催されました中南勢都市議会議長会で取り上げられました案件について、平成30年11月20日の各派代表者会議で、今後の検討課題として決定され、平成31年2月13日の条例等検討分科会で具体的検討項目に追加をし、協議を進めて来たもので、議員が、長期欠席した場合における議員報酬及び期末手当の減額割合を定めようとするのであります。

先ず、第1条でございますが、第1条には、この条例の設置の目的を置いており、議員が会議等を長期欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給に関しまして、特例を定めることを目的としております。

第2条は、議会の会議等の定義でございますが、議会の会議等とは、定例会・臨時会の本会議、委員会条例に規定します常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会、会議規則に規定します協議会、そして地方自治法に規定します議員及び委員の派遣を総称して、議会の会議等と定義づけをいたしております。

第3条は、議員報酬の減額の規定で、議員報酬の減額割合を定めております。

その減額割合でございますが、欠席期間が90日を超え180日以下のときは100分の20、180日を超え365日・1年以下のときは100分の30、365日を超え730日・2年以下のときは100分の50、730日・2年を超えるときは100分の100となります。

また、減額割合の適用でございますが、議会の会議等を欠席した日から起算して、次に議会の会議等に出席した日までの期間が、90日を超えた時点から、適用されることとなります。

第4条は、期末手当の減額の規定でございますが、6月及び12月に支給されます期末手当の減額割合を定めるもので、欠席期間が90日を超え180日以下のときは100分の30、180日を超え365日・1年以下のときは100分の50、365日・1年を超えるときは100分の100となります。

ただし、期末手当の支給基準日の前日から、6月前までの間におきまして、減額割合が異なるときは、高い方の減額割合が適用されることとなります。

第5条には、適用除外の規定を置いており、公務災害及び通勤災害、女性の出産による産前産後の期間、その他議長がやむを得ないと認める事由があるときは、減額の特例が除外されることとなります。

第6条は疑義の決定でございますが、この条例の適用において疑義が生じた場合は、議会運営委員会に諮って決定することとしております。

また、第7条には、委任規定を置いております。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上が、「伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例」の説明でございます。

何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

◎西山則夫委員長

ただ今、鈴木会長から御説明いただきましたが、このことについて御協議をお願いします。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、お諮りいたします。

「伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例について」は、条例等検討分科会、鈴木会長からの説明のとおり決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【分科会のこれまでの協議の経過について】

◎西山則夫委員長

次に、「分科会のこれまでの協議の経過について」を議題といたします。

条例等検討分科会、鈴木会長から報告をお願いします。

○鈴木豊司条例等検討分科会

それでは、前回の議会のあり方調査特別委員会以降の経過につきまして、御報告申し上げます。

条例等検討分科会は2回開催し、6件の検討項目について協議を行ってまいりました。

先ず一点目、長期欠席議員の取り扱いでございます。

これは、議員が長期欠席した場合におけます議員報酬及び期末手当の減額割合を定めようとするものでございまして、先ほど御承認いただきました伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例として取りまとめたものでございます。

二点目は、議会BCPの運用の問題として、ヘルメット及び防災服の貸与について協議を進め、県内各市の現状も参考にしながら11月19日の各派代表者会議で説明をしていただきましたように、令和2年度予算において、その購入経費を要求していただくこととなっております。

三点目は、住民投票制度の創設でございまして、前議長からの要請を受け、協議を行ってまいりました。

その状況でございます。

議会側におけます住民投票制度には、否定的な意見が多く出されておりましたが、議長の意向としましては、先に政策提案制度が確立されましたので、その制度に沿って、条例制定が出来ないかとの趣旨でございました。

そこで、この問題は、条例等検討分科会で議論するのではなく、所管の常任委員会等で御議論願ったほうが相応しいのではないかという判断から、先の企画調整部会で委員長の

ほうに、住民投票制度創設の協議につきまして、特段の取り計らいをお願い申し上げましたところ、新しい議長と御相談のうえ、御検討願えることとなったものでございます。

四点目は、事務局体制の強化・充実でございます。各委員から意見もいただきながら、協議を行っておりますが、さらに継続して協議を進めて行くものでございます。

五点目は、政治倫理条例の一部改正でございます。議員の職務執行の公正性及び市民の信頼を確保するとともに、市民に疑惑の念を生じさせないために、議員及びその関係者と市との請負契約等に関し、制限を加えようとするものでございます。

現状としましては、伊勢市議会議員政治倫理条例のなかで、市との請負契約等に制限を加えるという方向性につきましては、意見の一致を見ておりますが、その対象並びに制限の方法についての確認が残されておりますので、引き続き協議を重ねることとなっております。

最後、六点目は議長任期でございます。

本件に関しましては、先に、協議が始まったところでございます。

その現状は、過去の議論の経過、全国の議長任期の状況、そして三重県及び県内各市の正・副議長の任期を、お示しした程度でございます。今後の協議となっております。

以上が、議会のあり方調査特別委員会条例等検討分科会の経過でございます。

何とぞよろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

◎西山則夫委員長

ただ今、鈴木会長から御報告をいただきましたが、このことについて御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、「分科会のこれまでの協議の経過について」は、この程度で終わります。

本日御協議いただきます案件は、終わりました。

これをもちまして議会のあり方調査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時17分

上記署名する。

令和元年12月10日

委 員 長

委 員

委 員